

報 告 書

平成 28 年 7 月 11 日

東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5 階
東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

弁護士 小 川 隆 太 郎

当職は、平成 28 年 7 月 7 日（木）午後 1 時 55 分頃から、東京入国管理局（東京都港区港南 5-5-30）1 階において、難民不認定処分に対する異議申立手続（事件番号：J 横 13-〇〇 担当難民調査官 〇〇氏）の代理人として、参与員による口頭意見陳述手続及び審尋手続に立会ったところ、同手続きにおいて、担当の【A】難民審査参与員（以下、「【A】参与員」という）及び【B】難民審査参与員（以下、「【B】参与員」という）について、両氏が難民審査参与員としての適性を完全に欠くものといわざるを得ない看過し難い言動を現認したので、その旨報告する。

第 1 事実経緯

1 【A】参与員の特定の社会的集団に関する知識の欠落及び事前提出資料の無視

- (1) 当職が、口頭意見陳述手続において、難民調査官の進行にしたがって口頭意見陳述を開始したところ、【A】参与員から発言があったため、当職は口頭意見陳述を中断せざるを得なかった。
- (2) 具体的には、【A】参与員は、当職が、異議申立人の「特定の社会的集団の構成員」に係る主張に即して「特定の社会的集

団」には家系や家族が含まれることを説明した際に、「そんなことはありえない。迫害理由に出自と明記されている条約があるのを貴方は知っているのか。知らないんでしょう。」などとの発言を行った。

- (3) これに対して、当職が迫害理由に出自が明記されている条約を知らない旨を回答すると、【A】 参与員から、「アフリカ難民条約には『出自』と明記されている。難民条約にはそのような文言がないのだから、ごっちゃにしちゃだめでしょう。法律家なんだから。」などとの発言があった。
- (4) しかしながら、当該審尋期日から2週間以上前の6月21日に当職が提出した資料（裁判例¹及び難民条約解説書²）には、「特定の社会的集団」に家系や家族が含まれると明記されていたので、当職は「『特定の社会的集団』に『家系』や『家族』が含まれることは、資料で提出した資料58の平成19年4月13日の東京地裁の裁判例で認められています。また、資料59のハサウェイ教授の文献にも家族が含まれると明記されています。」と反論した。
- (5) すると、【A】 参与員は、「どの資料ですか。」と述べ、おもむろに資料が束ねられた冊子をめくり始め、当該裁判例を探し出した。また、【B】 参与員も隣で同様に資料を探し出した。
- (6) 当職が「資料53番です。」と言うと、【A】 参与員は資料が見つからなかったのか、ぶつくさと文句を言い始めた。【B】 参与員も資料が見つからない様子であった。この事件では、代理人提出資料と入管準備資料が別々の冊子に綴られていた。当然、代理人に対して入管準備資料が開示されることはないのであるから、代理人が「資料」といえば代理人提出資料を指すこ

¹ 平成19年4月13日東京地方裁判所判決（平成17年（行ウ）第329号退去強制令書発付処分取消等請求事件）。

² ジェームス・C・ハサウェイ「難民の地位に関する法」現代人文社2008年5月20日194ないし196頁。

とは明らかである。それにもかかわらず、両参与員とも、入管準備資料の冊子から当職が言及した裁判例の資料を探そうとしていた。

- (7) 見かねた担当調査官が席を立ち、【A】参与員の横まで移動して、「代理人提出資料は別になっていますので」などと言いながら、資料を探し出して示した。同様に【B】参与員に対しても担当調査官が資料を探し出して示していた。当該裁判例は意見書で引用しているにもかかわらず、両参与員とも明らかに初めてその裁判例を見た様子であった。
- (8) 資料を特定してもなお、【A】参与員は「そんなはずはない。」と言い張るので、当職は、その場で裁判例の中の該当箇所を示すこととした。資料から該当箇所を意見書に引用していたので、「意見書の方にまとめていますので、意見書35頁を開いて下さい」と述べた上で、意見書の引用箇所を読み上げた。
- (9) すると、【A】参与員が「きちんと全文を示して貰わないと信じていけない。」などと述べた。この発言からも【A】参与員が2週間以上前に提出していた裁判例を読んでいないことが明らかであった。当職は、判決に書いていないことを弁護士が判決内容として虚偽の主張をするわけがないと抗議しながらも、「先ほど示した資料58が全文です。資料58の方で該当箇所を読み上げましょうか。」と言って、資料を開き、「結局のところ、原告については、本件裁決及び本件退令処分がされた平成17年1月24日当時、人種若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する難民に該当していた」との該当部分を大声で読み上げた。
- (10) しかし、それでも【A】参与員が「それだけでは分からない。」と言うので、その前の「イ 原告が属する民族及び家系等について」という部分で、「原告は、○○民族の中でも

ミャンマー政府から特に注目される家系に属するものと認めるのが相当である。」との本件異議申立人の難民該当性判断において決定的な判示部分を音読した。

なお、当該裁判例において難民であると認定された原告は、異議申立人の従兄である。しかも、当該従兄は異議申立人の家で一緒に暮らしていた。さらに異議申立人には当該従兄の兄姉にあたる従姉の ○○ という人物がいたが、 ○○ は、 ○○ 族の反政府軍事組織 ○○ の創設者の妻であり、高校卒業まで異議申立人の家で育てられており異議申立人の家族同然の親族関係にあった。

(11) さらに当職は、ハサウェイ教授の文献の該当箇所も読み上げた。すなわち、特定の社会的集団には、「一般的には政治的に著名な一家の構成員」も含まれるとの部分であり、そのような決定例が海外に存在するという点である。

(12) すると、【A】参与員は、渋い顔をしながら、ようやく「勉強不足だった。」などと認めた。しかし、「あなたとそういう議論をもっとしたかった。だけど時間が無いから。」などと言って、当職の口頭意見陳述を中断させたことや、資料を事前に読んでいなかったことについて謝罪することもなく曖昧にした。

2 【A】参与員及び 【B】 参与員の侮辱発言

(1) 審尋手続が始まり、【A】参与員の発言の番になると、【A】参与員が、「これは質問じゃなくて意見だ。」などと冒頭述べて、「あなたは、良い家系に生まれた言っているが、ブローカーを使っていてずいぶんめちゃくちゃなことをしています。」³、「日本に来てからずっと難民申請していなかったのに突然、難民申請しています。」⁴、「しかも、突然、これまで主張してい

³ この点は、迫害を主張するものが正規にパスポート及びビザを取得することなど合理的に考えて不可能であることは言うまでもない。

⁴ この点についても、2011年にカチンと軍事政権の間の停戦協定

なかった『特定の社会的集団』などということを主張し始めています。」⁵、などと、いずれも証拠関係に照らして極めて不合理な発言を行った。

- (2) さらに、「あなたは難民ではない。」「あなたは難民としては元気過ぎる。本当の難民はもっと力が無い。」「もっと弱い人が大変な人が大勢いる。あなたならミャンマーに帰っても元気にやっていける。」「あなたの話は全く信用出来ない。」などと述べた。
- (3) しかし、当然ながら、難民の要件に「元気があってはいけない」などというものはない。難民に元気があってはいけないとでも言うのであろうか。
- (4) しかも、そもそも申立人は元気があったのではなくて、帰国すれば生命身体の危険に曝されることから、恐怖に怯えながらも恐怖を押し込めて、必死になって自分が難民であることを述べていたのである。命を助けて欲しい、自分の人権を守って欲しいと懇願する難民申請者に対して、「元気過ぎる。」「あなたならミャンマーに帰っても元気にやっていける。」などと述べることは、侮辱であり、申請人の尊厳を侵害するものであって、到底許されるものではない。
- (5) 当然、当職は、審尋最後の代理人による発言が許可された際に、【A】参与員の上記発言に対して猛抗議を行った。地域における紛争が続いている現状踏まえれば、「ミャンマーに帰っても元気にやっていける」などと言えるはずがない、元気かどうかは難民認定と何の関係も無いではないか、などとの発言を行った。

が破棄され、申立人の親族が鼻に牛のように鼻輪を付けられ引きずり回される事件が重大なきっかけとなっていることを意見書にて説明の上、当該親族のニュース記事を証拠提出している。

⁵ この点についても、当初の難民申請書において既に迫害理由に「特定の社会的集団に属すること」にチェックが付けられており、父や兄弟姉妹親族らが迫害を受けたことも記載されている。

- (6) すると、【B】参与員が【A】参与員を庇おうとしたのか、「何度も言わなくてもいいでしょう。」と述べ、【A】参与員が自己の発言について撤回も謝罪も行わないままに、当職の発言を終了させようとした。さらに、【B】参与員は「次の人が待っている。何回も同じこと言わないで言い。本人も代理人も意見書に書いてあることと同じことを言っているだけだ。次の人の審尋を受ける権利の侵害になりますよ。」などと述べた。
- (7) これに対して当職が、「申立人の手続保障はどうなるのか」「なぜ2時間に審尋手続きを制限されなければならないのか」などと言うと、【B】参与員は、「あなたたちは権利権利と言って永遠にやるつもりなのか、他の人の権利は侵害していいのか」などと述べた。
- (8) 当職が、「そんなこと言ってないでしょう。そもそも、あなた方がしっかり資料を読んでないからだ。全部資料読んだのですか。」と質問すると、【B】参与員は、おどおどしながら「必要な箇所だけは……。とにかく資料全部読めば良いんでしょう。そう言ってくれれば良いですよ。」などと激しい口調で言って、速やかに手続きを完了させるように申立人及び当職に圧力をかけてきた。

しかしながら、時間が延長した原因は、【A】参与員や【B】参与員が事前に資料を読んでおらず、その確認を口頭意見陳述の場で行ったといった点にもあるのであって、【B】参与員の発言は誠に不合理極まりないものである。

3 【B】参与員の行動

【B】参与員は、本意見陳述及び審尋手続の途中、少なくとも2回以上にわたって自己の携帯電話を取り出して、何らかの操作を行い、手続きに集中していなかった。

第2 難民審査参与員の適性について

1 出入国管理及び難民認定法61条の2の10第2項によれば、

「難民審査参与員は、人格が高潔であって、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。」とある。

すなわち、難民審査参与員は、①人格が高潔であること、②難民不認定処分についての審査請求に関して公正な判断を行うことができること、③法律又は国際情勢に関する学識経験を有すること、のいずれの適性も満たすことが求められている。

2 しかし、【A】参与員及び【B】参与員については、いずれもこれら参与員としての適性を欠くと言わざるを得ない。

すなわち、【A】参与員は、元気であるはずのない難民申請者に対して、「あなたは難民としては元気過ぎる。」「あなたならミャンマーに帰っても元気にやっつけていける。」などと侮辱し、その人間の尊厳を侵害していることから、①及び②が欠如していることは明らかである。

しかも、当職が2週間以上前に提出し、意見書にも引用するなどしている重要な資料である東京地裁の裁判例やハサウェイ教授の文献を事前に確認することを怠っていることから②は完全に欠如しているといえる。

さらに、【A】参与員は自身の○○大学のウェブサイトでは難民法が専門と謳いながら、「特定の社会的集団」に家族や家系が入ることを「ありえない」と断言して当職の口頭意見陳述を妨害しており、③の欠如も明らかである。

3 また、【B】参与員についても、上記【A】参与員による難民申請者に対する侮辱発言を止めることもないばかりか、当該発言を糾弾する当職の発言を遮り、発言を終えるよう圧力をかけており、①及び②が欠如していることは明らかである。

また、【B】参与員も裁判例等の資料は事前に確認していないことがその様子から明らかであり、②は完全に欠如している。

難民申請者にとってはその生命に関わる重要な口頭意見陳述手続

き及び審尋手続きにおいて、携帯電話をいじって審理に集中しないなどということは言語道断であり、②のみならず①も完全に欠如している。

第3 結論

以上のとおりであり、【A】参与員及び【B】参与員は難民審査参与員としての適性を完全に欠き、今後、両氏が難民審査手続きに関与することは手続上の重大な瑕疵となるものであって、申請者の適正手続確保という観点からは極めて憂慮すべき問題である。

法務大臣は事実関係を調査の上、【A】参与員及び【B】参与員について、難民審査参与員としての地位を即刻解任すべきと考える。

以上